

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
47	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	国土交通省	1～6
28	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	7～10
33	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	国土交通省	11～15

地方からの見解等に対する回答 ～無人航空機（ドローン）について～

1

重点番号47:国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し(国土交通省)

平成29年10月20日
国土交通省 航空局

地方からの見解

特定の日時に限定的なエリアでの飛行を許可した場合には、その市区町村に直接許可内容を通知する仕組みを検討してほしい。

第2次回答

○現在でも、航空局では極めて限られた人員により月1,500件を超える飛行許可等の業務に対応している。

2

○これに加えて、飛行許可等のうち「特定の日時」かつ「限定的なエリアでの飛行」に係る許可を特定し、地方公共団体に通知すべき情報を抽出し、個人情報などの不開示情報について精査を行った上で、該当する地方公共団体それぞれに直接通知することは、現行の体制では対応困難である。

なお、許可内容のうち、個人名などの個人が識別できる情報や法人の利益を害するおそれがある情報等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の不開示情報に該当するため、原則開示することはできない。

地方からの見解

システムの構築にあたっては、より具体的に、市町村が必要とする情報が共有されることを求める。

専門部会からの視点

- ・地方公共団体の意見を聴いた上でシステムを構築する必要があるのではないか。
- ・共有システムが、必ずしも地方公共団体の希望に合うようなものでない場合は、個別に詳しい情報を提供すること等により、補完をする必要があるのではないか。
- ・来年度の予算要求の状況はどうか。

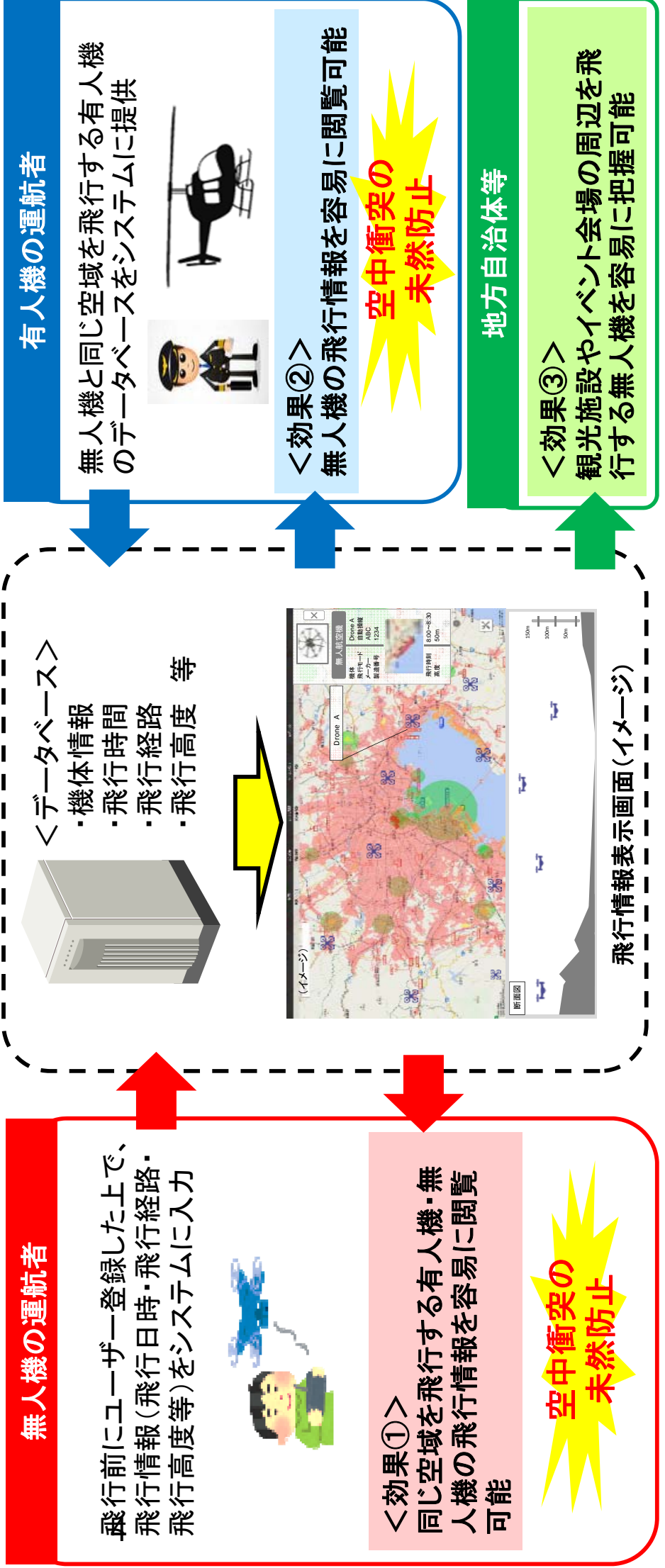
第2次回答

- システムの構築に向け、今年度より、共有すべき飛行情報等について、無人航空機や有人航空機の運航者等とともに検討を行う予定である。
- 上記提案を踏まえ、地方公共団体が必要とする情報を共有できるよう、無人航空機の利活用や規制に関心の高い地方公共団体に対しても個別にヒアリングを行うこととしたい。
- なお、システムの構築に係る予算については、平成30年度概算要求においても所要の額を計上しているところ。

(参考)飛行情報共有システムについて

概要

- 飛行している無人航空機の落下により関係者が負傷するという事案が発生するとともに、無人機が航空機(有人機)とニアミスをする事案が発生しており、更なる安全確保が要求されている。
- 政府方針である「ドローンを使った荷物配送を可能とする」ためには、航空機、無人機相互間の安全確保及び調和の観点より、有人機及び無人機の運航者が飛行情報を共有できる仕組みを構築することが必要不可欠である。
- 平成29年度より飛行情報共有システムにて共有すべき飛行情報及び当該情報の収集方法等について調査を行っているが、平成30年度は実際に飛行情報に運航者が的確に通知されるか試験運用等を行うことにより、平成31年度当初からの運用開始を目指す。



地方からの見解

現に飛行している当日の気象状況や地域イベント等の内容などから市町村が住民や観光客の安全確保のため、その場で許可されている飛行の中止や禁止を求める仕組みを明確にしてほしい。

第2次回答

① 許可等を受けて飛行する無人航空機について、地方公共団体が住民や観光客の安全確保のため、口頭や文書交付等の行政指導により飛行の中止を求めることは航空法との関係において妨げられるものではない。

○ また、公園の管理や要人の警護といった航空法とは異なる目的から無人航空機の飛行を制限する条例を制定している場合、このような条例に基づき、許可等を受けて飛行する無人航空機の飛行の中止を求めるとも、航空法との関係において妨げられるものではない。

地方からの見解

管理権限の及ばない私有地を含む観光エリアなどで飛行を禁止するなどの方法については不明な点が多いため、具体的な方法の通知等を求める。

専門部会からの視点

- 恒常的に条例で独自に規制を行うことは可能である旨通知すべきではないか。
- 条例等において規定することができる範囲やその事例等について示すべきではないか。

第2次回答

- 航空局所管の法令に関係しない条例の制定の可否について、判断することはできないが、「管理権限の及ばない私有地を含む観光エリアなどで飛行を禁止するなどの方法」や「恒常的に条例で独自に規制を行うこと」を含む条例があることは承知している。
- 上記提案も踏まえ、これらの条例の事例や行政指導により飛行の中止を求めることができることについて、航空局ホームページやガイドラインで更に周知を進めるとともに、この旨地方公共団体に周知することとしたい。